

# 兵庫県中学校総合体育大会開催基準要項

## 1 主 旨

兵庫県中学校総合体育大会は、中学校教育活動の一環として、中学校生徒に広くスポーツ活動の機会を与え、技術の向上とアマチュアスポーツ精神の高揚を図り、心身共に健全な生徒を育成するとともに、相互の親睦を図ることにより中学校の体育・スポーツの振興を図る。

## 2 実 施

大会の実施にあたっては、円滑な運営を期待するため、各競技団体及び関係諸機関と緊密な連絡をとり実施するものとする。

## 3 主 催

兵庫県中学校体育連盟（以下兵庫県中体連という）兵庫県教育委員会・開催地教育委員会とする。

## 4 主管及び後援

大会の主管は、兵庫県地区中体連とする。大会の後援は、公益財団法人兵庫県スポーツ協会、兵庫県各競技団体とし、さらに報道機関を加えることができる。

## 5 大会の開催期間

- (1) 開催期間は、毎年7月下旬を原則とする。ただし、駅伝11月・スキー1月とする。
- (2) 大会の競技日数は、2日を超えないことを原則とする。ただし、天候異変から生じた大会期日数の延長は、最大限1日とする。

## 6 競技の運営

各競技の運営は、兵庫県中体連各競技部が、各競技団体と提携してこれにあたる。

## 7 大会の規模

競技種目は、次のとおりとする。

陸上競技、水泳競技、体操競技、ソフトテニス、卓球、スキー、バレーボール、バスケットボール、ハンドボール、軟式野球、相撲、サッカー、柔道、剣道、ソフトボール、テニス、バドミントン

## 8 大会参加資格

- (1) 参加者は、兵庫県中学校体育連盟に加盟する学校に在籍する生徒で、校長が健康状態に異常がなく、競技に参加しても差し支えないと参加出場を認めた生徒であること。
- (2) 参加者は、地区予選並びに地区の推薦を経た生徒であること。
- (3) チームは、学校を単位とすること。ただし、「複数校合同チームによる参加規程」により、市郡町中学校体育連盟会長から出場が認められたチームはこの限りではない。
- (4) 抱点校部活動で参加する場合は、「兵庫県中学校総合体育大会抱点校部活動参加規定」の条件を満たしていること。
- (5) コーチについては校長の認めた者とする。コーチが校長・教員・部活動指導員以外の指導者の場合は、「外部コーチ承認書」（様式8）を兵庫県中学校体育連盟会長に提出し、承認を得ることとする。当該コーチは大会中、兵庫県中学校体育連盟会長の発行するIDカードを携帯することとする。ただし、当該校以外の中学校教職員は外部コーチになれない。
- (6) 同一人が複数校の外部コーチにはなれない。（水泳飛び込み、体操・新体操、卓球（アドバイザー）、スキーは除く）
- (7) 大会への参加は、1人1競技とする。ただし、スキー及び駅伝には重複して参加することができる。
- (8) 参加者の特例（別記）

## 9 引率者及び監督等

(1) 参加生徒の引率・監督は、出場校の校長・教員・部活動指導員が行うこととする。

なお、部活動指導員は、他校の引率者及び監督者にはなれない。

(2) 引率者・監督者の特例

兵庫中学校総合体育大会の参加について、出場校の校長・教員・部活動指導員が引率・監督できず、出場校の校長がやむを得ないと判断した場合に限り、「兵庫県中学校総合体育大会引率・監督細則」により、出場校の校長が承認した引率者としての外部指導者や他校の校長・教員による引率や監督の資格を認める。

(3) 兵庫県中学校体育連盟が主催する大会に出場するチーム・選手の引率者、監督者、部活動指導員、外部コーチ、トレーナー等は、「運動部活動顧問等の部活動指導中における暴力・体罰・セクハラ等に対する日本中学校体育連盟の対応（平成29年11月29日付平29中体連第356号）」に準じ、部活動の指導中における暴力・体罰・セクハラ等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であることとする。校長はこの点を確認して、大会申込書を作成する。なお、外部の指導者は、校長から暴力等に対する指導措置を受けていないこととする。

## 10 外部コーチについて

- (1) コーチまたはマネージャー等（以下「外部コーチ」という）については、校長が認めた二十歳以上の者で、別紙様式8により大会本部に届けのあった者。ただし、当該校以外の中学校教職員は、外部コーチになれない。また、同一人が複数校の外部コーチになれない。（水泳飛込、体操、新体操、卓球（アドバイザー）、スキーは除く）
- (2) 各学校の指導計画に従い、日常的に継続して指導にあたっている者。
- (3) 外部コーチは、原則として大会に参加できる。
- (4) 原則として顧問以外に外部コーチの審判を認める。

## 11 大会役員

別に定める基準による。

## 12 各競技の実施要項

(1) 各競技の実施要項は、各競技部で作成したものを作成したものを作成し、理事会で承認を得るものとする。

実施要項に記載する内容は、次のとおりとする。

ア	大会名	イ	主催	ウ	主管	エ	後援	オ	期日	カ	会場
キ	競技種目	ク	競技規定	ケ	競技方法	コ	参加資格	サ	申込方法		
シ	申込様式	ス	その他								

(2) 各競技の実施要項・申込書等は、少なくとも大会の1ヶ月前までに各競技部から各地区事務局を経て参加校へ送付すること。

## 13 大会参加料

大会の参加料は、徴収しない。

## 14 大会の式典

(1) 開会式は、大会第一日目に中心会場で行い、各競技部の参加を原則とする。

（駅伝・スキーの開会式は、それぞれに行う。）

(2) 会場が著しく離れている場合は、それぞれ別個に開会式を行うことができる。

(3) 閉会式は、各競技別会場で行う。

## 15 表彰

兵庫県中体連は、各競技とも上位入賞者（校・団体）に賞状と賞品を授与して表彰する。

競技種目毎の入賞数は別に定める。

## 16 プログラム

- (1) プログラムは、総合プログラムと種目別プログラムとする。各競技部は、総合プログラム作成のため大会本部の定める日までにプログラム30部を兵庫県中体連事務局に納入するものとする。
- (2) 種目別プログラムは、1部を無料で参加校に配布するものとする。

## 17 大会経費等

- (1) 大会の準備並びに運営のための経費は、兵庫県中体連会費と県の補助金により実施する。
- (2) 各競技部は、大会運営事業経費の使途並びに処理にあたっては別に定める資金前渡事務処理要項による。

## 18 実績報告

- (1) 各競技部は、各種目の成績を毎日の競技終了後速やかに別に定める方法によって大会本部へ報告するものとする。
- (2) 各競技部は、各大会終了後2週間以内に競技成績に短評を加え兵庫県中体連事務局へ報告するものとする。

## 19 個人情報の取り扱い

兵庫県中体連は、個人情報保護方針に基づき、個人情報保護に関する法令を遵守し、取得する個人情報については適正に取り扱う。取得した個人情報は、競技大会の資格審査・競技大会運営上必要なプログラム編成及び作成、大会結果掲載（ホームページ・大会記録集・報道機関への提供等）、その他競技運営及び競技に必要な連絡等に利用する。

### 【別 記】

下記に該当するものは、兵庫県中学校総合体育大会に参加を認める。 [参加者の特例]

#### 【学校教育法第134条校在籍生徒】

- 1 学校教育法134条の各種学校（1条校以外）に在籍し、地区中学校体育連盟の予選大会に参加を認められた生徒であること。
- 2 参加を希望する各種学校は以下の条件を具備すること。
  - (1) 兵庫県中学校総合体育大会に参加する条件
    - ア 兵庫県中学校体育連盟の目的及び長年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
    - イ 生徒の年齢及び就業年限がわが国の中学校と一致している単独の学校で構成されていること。
    - ウ 参加を希望する学校にあっては、運動部活動が学校教育の一環として、日常継続的に当該校顧問教員の指導のもとに適切に行われていること。
  - (2) 県大会に参加した場合に守るべき条件
    - ア 県大会の開催基準を守り、出場する競技種目の大会申合せ事項等に従うとともに大会の円滑な運営に協力すること。
    - イ 県大会参加に際しては、責任ある当該校校長または教員が引率すること。引率者の事故の発生に備え、傷害保険等に加入するなどして、万全の事故対策をたてておくこと。
    - ウ 大会参加に要する経費については、必要に応じて応分の負担をすること。

#### 【地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）に所属する中学生】

- (1) 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）に所属し、兵庫県中学校体育連盟および兵庫県内各地区中学校体育連盟の予選会に参加を認められた生徒であること。
- (2) 兵庫県中学校体育連盟主催大会に参加を希望する地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）は以下の条件を具備すること。
  - ① 兵庫県中学校体育連盟主催大会の参加を認める条件
    - ア 兵庫県中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
    - イ 生徒の年令及び修業年限が我が国の中学校と一致していること（兵庫県下の中学校等に在籍している生徒であること）。

- ウ 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）にあっては、日常継続的に代表者もしくは指導資格を有する指導者のもと、兵庫県下で適切に指導が行われていること。
  - エ 『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』（令和4年12月27日スポーツ庁・文化庁発出）の「II 新たな地域クラブ活動」を遵守していること。
  - オ 当該競技を管轄する中央競技団体もしくは（公財）兵庫県スポーツ協会加盟競技団体に登録されていること。かつ同じ内容で、兵庫県中学校体育連盟が定めた期間内に、兵庫県中学校体育連盟に団体登録手続きを申請し、加盟認定されていること。
- 兵庫県中学校体育連盟への認定手続きは、所定の認定申請書（様式1・様式2）の提出およびヒアリング等を実施したうえで、認定の可否を判断する。
- カ 兵庫県中学校体育連盟主催大会における予選会となる全ての大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。
  - キ 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）で大会に参加する場合、同一年度における大会について、在籍中学校での大会参加は原則認めない。その逆も同様である。
  - ク 同一人が複数チームの代表者・監督となれない。
  - ケ 競技部ごとに定められた細則に合致していること。
- ② 兵庫県中学校体育連盟主催大会に参加した場合に守るべき条件
- ア 大会の開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
  - イ 大会参加に際して、地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）においては、責任ある代表者・指導者が生徒を引率すること。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に加入するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。
  - ウ 大会開催に要する経費については、必要に応じて、応分の負担をすること。
  - エ 団体競技における地域スポーツ団体名（地域クラブ活動）での出場は1チームのみとする（複数のチームの参加はできない）。
- ③ 参加を認めない場合
- ア 認定の申請に際して、申請書に虚偽の記載があった場合は、大会参加資格を取り消す。大会参加後であった場合は大会結果を取り消すこととする。
- ※1 この特例は、令和5年4月1日より適用する。
- ※2 この特例は、競技部ごとに大会参加に関する細則を加えることができる。
- ※3 この特例は、今後も検討を続けていく。

## 内規

- (1) 大会開催基準要項に違反したときは、当該の大会に關係するすべての資格を喪失する。
- (2) 大会の日程及び会場の決定等については、開催主管地区中体連がそれぞれの専門委員長に意見を求めることができる。

(昭和42年5月23日改正)	(平成21年4月1日改正)
(昭和51年4月1日改正)	(平成22年6月8日改正)
(昭和53年3月23日改正)	(平成24年5月7日改正)
(平成6年3月7日改正)	(平成25年6月4日改正)
(平成9年5月6日改正)	(平成27年4月1日改正)
(平成13年5月9日改正)	(平成30年5月1日改正)
(平成15年5月9日改正)	(令和4年4月1日改正)
(平成19年4月1日改正)	